

ガソリンスタンドにおける 価格表示の適正化ガイドライン

平成27年9月

全国石油商業組合連合会

1. 趣旨

近年、ガソリンスタンドでの揮発油、軽油及び灯油の価格表示の方法が複雑化し、**一般消費者に誤認を与えるおそれ**のある表示事例（景品表示法第4条・有利誤認違反）がみられ、公正取引委員会から当該事業者に対し、警告・注意が行われている。

本ガイドラインは、そうした実態を踏まえ、消費者保護の観点から有利誤認を招くおそれのある行為を**未然に防止**するため、ガソリンスタンドで価格表示をする場合には、**簡潔で、わかりやすく、正確**に行っていただくために定めるものである。

2. 対象

ガソリンスタンドにおける揮発油、軽油及び灯油の販売に係る価格表示。

3. ガソリンスタンドの店頭における価格表示の基準

(1) 価格表示を行う場合の基本的な考え方

価格表示は、安全走行の確保にも配慮してドライバーが容易に認識できるよう、**店頭の見やすい場所に簡潔にわかりやすく**表示すること。



※注 例示のガソリン価格(単位:円/ℓ)は、あくまで本ガイドラインを適切に説明する上での参考値として用いたものです。

(2) 価格表示を行う場合の内容について

①価格表示は、不特定多数の消費者に商品購入の判断材料を提供することを主目的とすることから、**一般消費者向けの「現金小売価格」**を、走行中のドライバーから見て容易に認識できる表示とすること。



②会員やプリペイドカード客、クレジットカード客など特定の消費者を対象にした価格表示を行う場合は、**「会員限定」等の適用条件を金額のすぐ側に同程度の大きさの文字で見やすく表示**すること。なお、適用条件については、一般的にわかりやすい表現にすること。



③価格は消費税込みの販売単価 (**総額**) を表示すること。



④価格表示に付随して、**合理的な根拠なく「激安」・「最安値」等の表示は行わない**こと。

(3) 価格表示板を設置する場合について

- ①安全走行を確保する観点から、走行中のドライバーに向けた**店頭の価格表示は簡潔な表示**とすること。なお、詳細な取引条件別の価格を表示する場合は、例えば、計量器の周辺やセールスルーム内等に掲示すること。



- ②ガソリンスタンドの店頭に設置する価格表示板（いわゆる立て看板・電光表示板等を含む）については、道路交通法関係条項を遵守し、**歩道や車道上にはみ出すことのないよう**ガソリンスタンドの敷地内に適切に設置すること。また、敷地内にあっても、強風時に飛ばないように固定する等歩行者等の安全を十分に考慮して設置すること。



(4) 価格表示板の形状について

ガソリンスタンドの店頭に設置する価格表示板（いわゆる立て看板・電光表示板等を含む）は、交通信号、道路交通標識等の視認の妨げとなることはもちろん、**給油所出入り車両や通行中の歩行者等の視界を妨げるような過度に大きな形状**の表示は行わないこと。



(5) 具体的に自粛すべき有利誤認の行為類型

下記の行為は、過去に公正取引委員会から警告及び注意を受けている事例であり、当該行為はもとより、景品表示法の有利誤認につながる恐れのある行為は行わないこと。

① 価格条件が記載されていない表示

店頭立看板において「レギュラー ¥/ℓ 119 円」と表示していたが、この価格は元売クレジットカード利用者のみ適用される価格であり、一般価格は 123 円であった。

(平成18年度・公正取引委員会東北事務所＝注意事例)



② 価格条件が明瞭でない表示

・店頭看板に当該価格は「会員価格」である旨を明瞭に表示しておらず、あたかも非会員でも当該価格で、購入できるように表示していたが、実際に非会員に適用される価格は表示された価格より 5 円高い価格であった。

(平成16年度・公正取引委員会北海道事務所＝注意事例)

・上記と同様の事例（四国地域）

(平成22年度・消費者庁＝注意事例)



③ 消費税を外税とした表示

通常、価格看板表示は消費税込みの価格と認識する状況にあるところ、消費税抜きの価格を記載し、この価格が消費税込みの価格であるかのように誤認される疑いがあった。

(平成17年度・公正取引委員会九州事務所＝警告事例)



問い合わせ先

全国石油商業組合連合会

東京都千代田区永田町 2-17-14

電話 03-3593-5831

担当：業務グループ

初版 平成21年9月
第2版 平成27年9月